

①岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

～新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して
設備資金・運転資金を融資し、経営の安定を支援する制度～

融資対象者

※保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

市内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上高等が15%以上減少し、市が発行するセーフティネット保証4号、5号のいずれかの認定**を受けられる方

融資条件

※保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	3,750万円以内 ※市が利子・保証料を補助する制度と併用する場合、合計で3,750万円が上限
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内）
融資利率	固定金利 年1.4%以内 変動金利 年1.2%以内
保証料率	0.4% ※当初保証承諾期間の保証料0.4%を市が補助します（事業者の負担ゼロ） ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付すもの
担保	金融機関所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

※各保証制度の認定申請は、金融機関が代理で行っております

申込手続

取扱金融機関にお申込みください。
<取扱金融機関>
岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫の市内本支店、花巻農業協同組合の本店